

公費での公共ます設置の条件

- ・ 現在、公共ますがないこと。
- ・ 開発行為に該当しないこと。
- ・ 原則、公道に設置するため、位置指定道路等の私道（私有地）でないこと。
※例外的に私道等でも設置できることがあるので要相談。

例外条件（以下の①を満たし、かつ②、③のいずれかに該当していること）

- ① 私有地の所有者の承諾を得ている。
- ② 公道から公道に通り抜けできる私道。
- ③ 行き止まりの私道であるが、その私道を通行して不特定多数の者が地域等の集会所、地域センター及び公園などの公共施設や商店街等に出入りしている場合などにおける私道。

・ 公共ますの設置個数は一筆の宅地につき 1 個、又は複数筆で構成されている同一所有者の宅地につき 1 個とする。

・ 公共ます設置をお急ぎでないこと。（工期 3 ～ 4 か月程度見込みます）

・ 公共ます設置に支障がないこと。

※上記条件を満たしていても、予算の関係や申請受付件数、工事期間の都合で次年度に繰り越す場合があります。

また、申請書の受理は公費設置の決定ではありません。

後日、公費による公共ます設置についての可否をお伝えします。